

領事出張サービス開催のご案内

令和7年(2025年)4月

在ホノルル日本国総領事館では、ハワイ島、マウイ島在住の邦人の皆様方を対象に、下記のとおり「領事出張サービス」を実施します。当サービスでは、パスポート及び証明の交付、戸籍・国籍関係届出の受付等を行います。この機会に多くの皆様がご利用くださいますようご案内いたします。

【ご持参いただく書類】

当日は、身元確認等のため日本のパスポートの他に、永住権・米国査証（必要な場合は補足書類）等滞在資格が確認できるものを持参してください。また、申請・届出の種類毎に提出・提示いただく書類が定められていますので、必ず事前に当館に確認してください。

■ハワイ島 ヒロ

日 時	2025年6月5日(木) 午前11時～午後4時
場 所	ヒロ・ハワイアン・ホテル(※モクオラ1号室) Hilo Hawaiian Hotel
住 所	71 Banyan Dr. Hilo, HI 96720
電 話	(808) 935-9361

■ハワイ島 コナ

日 時	2025年9月11日(木) 午前11時～午後4時
場 所	パシフィック19コナ(※ボードルーム予定) Pacific 19 Kona
住 所	75-5646 Palani Rd. Kailua Kona, HI 96740
電 話	(808) 334-8050

■マウイ島 カフルイ

日 時	2025年9月18日(木) 午前11時～午後4時
場 所	マウイ・ビーチ・ホテル(※モロカイ・ルーム予定) Maui Beach Hotel
住 所	170 Kaahumanu Ave. Kahului, HI 96732
電 話	(808) 877-0051

〈お願い〉

ホテルの都合により
実施会場が変更と
なる場合があります
ので、当日お越しの
際は、フロント等に
て実施会場をご確
認願います。

【取り扱い業務】

◇ 旅券の交付

旅券申請方法について

事前郵送申請による即日発給は本年3月で終了しましたので、領事出張サービスで旅券の交付をご希望の場合は、約1か月以上前にオンラインで申請していただくか、総領事館窓口にて申請していただく必要があります。

オンライン申請をする場合は、在留届をオンラインで提出している必要があります。また、窓口申請の場合、申請書の裏面「申請書類等提出委任申出書」に記載された委任者が、その他の必要書類をご持参の上、代理申請していただくことも可能です。

旅券発給申請書入手方法（オンライン申請をしない場合）

- A. 総領事館に郵便で請求する（※郵送申請は不可です。）
- B. 外務省ホームページからダウンロードする

A. 総領事館に郵便で請求する場合：

以下の書類を添えて請求していただけます。封筒には「パスポート係」と明記してください。

- 1) 一般旅券発給申請書請求シート

https://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20250414.html

- 2) 返信用フォーエバー切手4枚

B. 外務省ホームページからダウンロードする場合：

以下の外務省のホームページから必要な申請書（10年用、5年用、記載事項変更用）をダウンロードしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

◇ 証明書の交付（※当日の申請は受け付けていません。）

***証明に関しては、事前に申請いただいた方のみ、領事出張サービスの当日に証明書を交付いたします。**

証明事前申請制度について

在留証明、出生・婚姻・離婚・死亡証明、自動車運転免許証抜粋証明等（署名証明を除く）の申請書を必要書類の写しとともに各領事出張サービス実施日の2週間前まで（必着）に当館に郵送していただき、領事出張サービスの当日、必要書類の原本を確認後、証明書を交付する制度です。書類に不備がある場合は受付できないこともありますので、予めご了承ください。署名証明の申請をご希望の方は、必ず事前に証明担当までご相談ください。

◇ 「在外選挙人名簿登録申請書」の受付

海外に3か月以上居住する満18歳以上の日本国籍の方は、海外においても「在外選挙」制度によって国政選挙の投票を行うことができますが、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録していただく必要があります。ただし、住民票を日本に残している方はこの登録はできません（在外選挙で投票することができません）。

◇ **在留届（変更届、帰国・転出届）の受付**

外国に住所または居所を定めて3か月以上滞在される方は、旅券法第16条の規定に基づき居住地を管轄する大使館又は総領事館に「在留届」を提出することが義務付けられています。「在留届」を提出されていない方は届出をお願いいたします。また、既に提出されている方で届出の内容に変更・追加等が生じた場合、あるいは近く帰国予定の方も、「変更届」または「帰国・転出届」のご提出が必要です。

◆ **オンライン提出（ORR net）** <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

新規でご登録の方には「オンライン在留届ORR net」のご利用をお願いしております。オンラインでご提出の場合、住所・連絡先等の変更や帰国・転出する際にもオンラインで簡単に届出を行うことができます。

◇ **戸籍・国籍関係届出（出生届、婚姻届等）の受付**

必要書類の不備により届出を受理できない場合が多く見られますので、領事出張サービスの際に届出を希望される方は、**必ず事前に戸籍・国籍担当までご連絡ください。**

【当館お問い合わせ先】

領事班・領事出張サービス各担当

Consulate-General of Japan, 1742 Nuuanu Avenue, Honolulu, HI 96817

電話番号：（８０８）５４３－３１１１ FAX番号：（８０８）５４３－３１７０

ホームページ：<http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/>